

再生可能エネルギーの導入促進

政策提言先 資源エネルギー庁

政策提言の要旨

再生可能エネルギーを意欲的に導入し、かつ、電力の安定供給を図るために、固定価格買取制度の効果的な制度設計や運用を図ることが必要です。

併せて、発電量が不安定な再生可能エネルギー電気の円滑な導入拡大を図るため、電力会社の送電網の強化や、蓄電池等の調整電力設備の導入等について、国が積極的な支援を行うことを提言します。

※「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」施行後3年間は促進期間として、発電事業者の利潤に特に配慮した買取価格を定めることになっています。

【政策提言の具体的内容】

- ① 再生可能エネルギー発電事業は、計画策定時に想定した買取価格を基に資金調達を行うことになるため、買取価格の決定については事業認定を受けた時点の価格とするよう提言します。また、環境影響評価調査の実施が必要な大規模風力発電については、優遇期間を少なくとも5年間に延長する等、事業の計画から運用開始までの期間を考慮した制度設計を行うことが必要と考えます。
- ② 系統連系の際に発電事業者が電力会社に対して支払う、送電網の整備・増強に係る負担金や、電力の安定化のために発電事業者が導入する蓄電設備等に対して財政的支援を行うことが必要と考えます。

【政策提言の理由】

①再生可能エネルギーの発電事業への参入を計画している事業者にとっては、買取価格の適用時期が不透明な状況では、事業性の評価ができないため、資金調達などに支障をきたし着工に踏み切ることができない状況が予想され、導入促進の足かせとなっています。

特に風力発電については、環境影響評価法施行令の改正に伴い、本年10月から、出力が1万kW以上の風力発電所（経済産業大臣が必要と認めた場合は、7,500kW以上1万kW未満の風力発電所）は、環境影響評価の実施が必須となるため、3年間と定められている買取価格の優遇期間内の運用開始は困難な状況にあります。

このため、買取価格の制度設計に当たっては、発電事業のリードタイムに合わせて柔軟に対応する必要がある、特に、大規模な風力発電については、環境影響評価に要する期間を考慮した優遇期間を設定する必要があります。

②大きな電力需要のない地方にあつては電力会社の送電網が脆弱であり、大規模な再生可能エネルギー電力を導入するためには、送電網を整備・増強が必要となり、接続点までの距離が遠いため、接続費用に対する発電事業者の負担が増大する傾向にあります。また、送電する電力の安定化を図るため大規模な蓄電設備等の整備費用も発電事業者の大きな負担となっており、大規模な発電設備を導入するには、不利な条件となっています。

このため、電力インフラが脆弱な地域において自立分散型の再生可能エネルギーの導入を促進するために、国がこうした系統連系や安定化に係る発電事業者の費用に対して財政的支援を行う必要があります。